**【新規申請者用】**

本要領を必ずお読みになってから、申請書を作成してください。

**令和６年度**

**建設工事競争入札（見積）参加資格審査申請要領**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和５年12月１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長野市財政部契約課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話026-224-5015

　令和６年度において、長野市及び長野市上下水道局が発注する建設工事の請負契約の競争入札（見積）に参加しようとする者は、長野市の競争入札（見積）参加資格が必要となります。「令和６年度競争入札(見積)参加資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）をこの申請要領に沿って作成し、提出してください。

記

**１　申請者の要件**

申請者は、次の各号すべての要件を満たしていることが必要です。

1. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(２) 申請書提出日の属する年度の国税及び市税並びにその他長野市に納付すべき使用料及び手数料等について、未納がない者であること。

(３) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(４) 営業に関し、法律上必要とする資格を有している者であること。

(５) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

(６) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がある者については、それらに加入していること。

**（注）申請書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかった場合には、競争入札参加資格の認定が受けられません。また、認定後において発覚した場合には、資格を取消すことがあります。**

**２　申請書の受付期間**

　　令和６年１月23日（火）から令和６年１月26日（金）まで　（厳守）

**３　申請書の提出方法**

次のとおり、郵送（レターパック可）又は持参すること。

1. 郵送の場合

あて先　〒３８０－８５１２　長野市大字鶴賀緑町1613番地

　 長野市役所　財政部契約課　工事担当　行

**封筒の表・左下に朱書き**で**「資格審査申請書類（新規）　在中」**と明記

1. 持参する場合

書類を封入の上、次の場所に申請書等を持参してください。

　　　・受付場所：長野市役所　第一庁舎５階　会議室151

　　　　・受付時間：午前９時30分から午前11時30分まで　　午後１時30分から午後４時まで

**４　提出書類及び記載要領等**

　　提出書類は、次の(1)から(20)のうち、該当する書類です。様式が定められているものは、所定の様式を使用してください。

**(１) 令和６年度　競争入札(見積) 参加資格審査申請書（建設工事）その１・その２**（対象：全者）

　 「申請書その１」及び「申請書その２」は、Ａ４判のまま提出してください。

**ア　「申請書その１」**

**[基本情報]**

1. ｢＊印｣のある項目は、記入しない。

　　　②　申請書の実印欄は、５ページ「(８)使用印鑑届」に押印の本社登録印（実印）を押印。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ③　「03法人区分」は、次のコード表によりコードを |  |  | の中に記入し、「（法人種類）」欄に |

　　　　法人の種類を記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 「04法人位置」は | | |  | に、法人の種類が前にあるときは「１」、後ろにあるときは「２」を記入してください。 | | | | | | | |
|  | | | |  |  | | |  | |
|  | 法人の種類及び位置 | | | **前** |  |  | 法人の種類及び位置 | **後** |  |
| ０１ | 株式会社　○○○○ | | | １ | ０１ | ○○○○　株式会社 | ２ |
| ０２ | 有限会社　○○○○ | | | ０２ | ○○○○　有限会社 |
| ０３ | 合資会社　○○○○ | | | ０３ | ○○○○　合資会社 |
| ０７ | 財団法人　○○○○ | | | ０７ | ○○○○　財団法人 |
| ０８ | 社団法人　○○○○ | | | ０８ | ○○○○　社団法人 |
| １５ | 同業組合　○○○○ | | | １５ | ○○○○　同業組合 |
| ２０ | 協業組合　○○○○ | | | ２０ | ○○○○　協業組合 |
| ２１ | 協同組合　○○○○ | | | ２１ | ○○○○　協同組合 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（例）「○○○○株式会社」の場合、** | **０** | **１** |  | **（法人種類）　株式会社** |  | **２** | **１前**  **２後**  **２後** |

　　　④　「05フリガナ」は、小文字、濁点及び半濁点も１文字として、すべて大文字で記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（例）「㈱長野市役所」は、** | **ナ** | **カ** | **゛** | **ノ** | **シ** | **ヤ** | **ク** | **シ** | **ヨ** | **となります。** |

　　　　　　（「カフ゛シキカ゛イシヤ」等の法人種類は記入しない。）

　　　⑤　「06名称・商号」は、法人種類を除いて記入してください。 （「株式会社」等は記入しない。）

　　　⑥　「09住所」は、本店等の住所を記入してください。ただし、「主たる営業所」の住所と異なる場合には、「主たる営業所」の住所を記入してください。

都道府県名及び市区町村名を　　　　　　　に記入し、町名及び番地はマスの中に記入してください。　　　（省略することなく、登記事項証明書に記載のとおり記入してください。）

**（例）「長野県長野市緑町一丁目２番３号」の場合**

**→　 　　　　　　　　　　 　　　　　　　　(｢1－2－3｣と記入しない。)**

**長野県長野市**

**緑**

**町**

**一**

**丁**

**目**

**２**

**番**

**３**

**号**

　　　⑦　「12代表者氏名」は、姓と名の間を１マス空ける。

　　　⑧　「13電話番号」及び「14ＦＡＸ番号」は、左詰めでハイフン（－）を入れて記入してください。

**[委任先情報]**

1. 〔委任先情報〕は、　　　ページ(７) 委任状（建設工事）により、入札・見積、契約の締結及び施工、請求受領、共同企業体の結成等全てに関して独自に権限を与える場合に記入してください。

②　「15委任先名称」には、商号は記入しない。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **（例）「○○○○株式会社　長野営業所」の場合** | **長** | **野** | **営** | **業** | **所** |  | のみ記入してください。 |

③　「18住所」は、委任先の住所を**[基本情報]**⑥に準じて記入してください。

　④　「21受任者氏名」は、姓と名の間を１マス空ける。

　⑤　「22電話番号」及び「23ＦＡＸ番号」は、市外局番から、左詰めでハイフン（－）を入れて記入してください。

**イ　「申請書その２」**

**「名称・商号」欄等の記入**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 項目 | 記載要領 |
| 右上 | 「名称・商号」 | 申請者の名称・商号を必ず記入してください。「02事業者コード」は何も記入せず空欄のままとしてください。 |
| 29 | 自己資本額 | 《法人の場合》「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」（以下「経審」という。）の上部に記載されている自己資本額又は直前決算の貸借対照表にある純資産の部の資本金を円単位で記入してください。  《個人事業の場合》確定申告の翌期首の元入金の額を記入してください。 |
| 30 | 総従業員数 | 右詰めで記入（申請日現在の常勤の役員を含む従業員数） |
| 31 | 市内従業員数 | 右詰めで記入  長野市在住者ではなく、長野市内の事業所等（本店、支店及び営業所等）に所属している常勤の役員を含む従業員数を記入。  長野市内に事業所等がない場合は「０（ゼロ）」を記入。 |
| 32 | 営業年数 | 右詰めで記入。  申請時における、創業時からの年数を記入してください。 |
| 33 | 経営事項審査基準日 | 「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」（以下「経審」という。）の審査基準日を西暦で記入してください。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 令和５年は | **２** | **０** | **２** | **３** |   「月」「日」が、一桁の場合は０を付けて記入する  （例　７月１日の場合　月：「０７」、日：「０１」と記入） |
| 34 | ＩＳＯ取得 | ＩＳＯを取得している場合のみ、左端のマスに［○（丸印）］を記入 （本社の状況を記入する） |
| 35 | 小規模工事のみ希望 | 設計額が130万円未満の工事のみを希望する場合に「〇」を記入してください。記入した場合は、契約課から工事入札の指名はしません。 |
| 36 | 社会保険等の加入状況 | 「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」のその他の審査項目（社会性等）を種類別に記入。  ・加入している場合　 ⇒ １(有)  　・加入していない場合　 ⇒ ２(無)  　・加入義務がない場合 　 ⇒ ３(適用除外）  **経審を受けていない場合は、上記区分を記入の上、領収書等の確認書類が必要です。**  **経審で加入義務がないことを確認できない場合は、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」の提出が必要です。** |

「入札参加を希望する工事」欄の記入

・「業種区分」は、本要領11～13ページを参照してください。

・希望しない業種の行の項目は全て空欄のままとし、何も記入しないでください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 項目 | 記載要領 |
| １ | 「希望工事」 | ・「希望工事」の希望する業種欄に［○（丸印）］を記入してください。  ・完成工事高の無い業種は、許可業種であっても希望できません。経営事項審査を受けていない場合、あるいは「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」の「完成工事高　３年平均」が「０」の業種を希望する場合は、その業種について「経営規模等総括表」を作成して提出してください。 |
| ２ | 「許可区分」 | ●建設業の許可区分を次のとおり記入してください。。  特定建設業の場合　　⇒［１］  　　一般建設業の場合　　⇒［２］  　　許可が無い場合　　⇒［３］  ・委任先がある場合は、委任先（受任者）が営業所として届けている許可区分を記載してください。委任先にその業種の届けがない場合は、入札・契約ができないので、その業種は希望できません。 |
| ３ | 「総合評定値」 | 「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」の「総合評定値（P）」を記入してください。経営事項審査を受けていない場合は、右端のマスに［―（横線）］を記入してください。 |
| ４ | 「技術職員数」 | 「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」又は「経営規模等総括表」の技術職員数を記入してください。 |
| ５ | 「直前２年間又は３年間の年間平均完成工事高」 | 「経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」の「完成工事高　３年平均」又は「経営規模等総括表」の「直前２年間又は３年間の年間平均」を右詰めで記入してください。「経営規模等総括表」の完成工事高２年又は３年平均を種類別に右詰めで記入してください。 |

**(２) 経営**規模**等評価結果通知書　総合評定値通知書（経審）**（対象：法人・個人　**写し**）

経営事項審査の審査基準日（＊通知日ではない。）が令和４年６月30日以後、直近の通知書（審査行政庁の押印のあるもの）の写しを提出してください。

提出がない場合には、建設業法の規定により建築一式工事においては1,500万円以上、それ以外の工事においては500万円以上の工事請負契約を締結することはできません。

経営事項審査を申請中で本申請書提出時点において通知書が交付されていない場合は、交付済みの通知書の内容により、その２を作成してください。交付される最新の「経審」との差し替えは２月中旬（詳細は担当までご連絡ください。）まで受け付けます。交付された時点で「申請書その２」を新たに作成し、通知書の写しとともに提出してください。

**(３) 登記事項証明書**（対象：法人のみ　**写し可**）

　 ア　法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書を提出

　 イ　令和５年11月１日以降に発行されたものであること。

**(４) 営業証明書**（対象：個人のみ　**原本**）

　 ア　住所地の市町村長が発行

イ　長野市に住民票がある場合には、長野市役所 財政部市民税課又は各支所で申請してください。

ウ　令和５年11月１日以降に発行されたものであること。

**(５) 身分証明書**（対象：個人のみ　**原本**）

　 ア　本籍地の市町村長が発行

　　 イ　長野市に本籍地がある場合には、長野市役所 地域・市民生活部市民窓口課又は各支所で申請してください。代理人が請求する場合には、本人の委任状（代理人選任届）又は承諾書が必要です。

　 ウ　令和５年11月１日以降に発行されたものであること。

**(６) 印鑑証明書**(対象：法人・個人　**原本**)

ア　法人の場合には、法務局が発行

イ　個人の場合には、住所地の市町村長が発行

ウ　個人で長野市に住民票がある場合には、長野市役所 地域・市民生活部市民窓口課又は各支所で申請してください。本人又は代理人いずれの場合も、登録者の印鑑登録手帳（印鑑手帳）を必ず持参してください。代理人が請求する場合には、登録者本人の住所、氏名及び生年月日を申請書に記載する必要があります。

エ　令和５年11月１日以降に発行されたものであること。

**(７) 委任状（建設工事）**(対象：法人・個人)

次の①～⑤に関して代表者（委任者）から代理人（受任者）へ権限を委任する場合に提出してください。委任内容の異なる（一部項目を削除する等）委任状は、受付けできません。

委任先が、建設業許可における営業所ではない場合は、入札・契約締結等ができませんので、委任先の登録はできません。ご注意ください。

（国土交通省「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年４月３日国総建第97号））

①　入札・見積に関すること。

②　契約の締結及び施工に関すること。

③　契約金・保証金及び前払金の請求受領に関すること。

④　復代理人選任に関すること。

⑤　共同企業体の結成に関すること。

**(８) 使用印鑑届**(対象：全者)

本社登録印（実印）と使用印鑑が同じ場合であっても、本社登録印(実印)、使用印及び代表者欄の３箇所すべてに本社登録印（実印）を押印して提出。

**(９) 建設業許可等を証する書類**（対象：法人・個人　**写し**）

　　申請時点において有効な、①許可行政庁等からの建設業許可通知書　②許可行政庁へ届出た営業所一覧（従たる営業所がある場合は委任しなくても必ず提出）の両方の写しを提出してください。

**「電気工事」について、建設業許可の無い者が登録を希望する場合は、県の登録証・登録通知、県への届出申請書の写し（受付番号入り）等を提出してください。**

**「解体工事」について、「土木一式」、「建築一式」、「解体工事」の３工事のいずれの建設業許可の無い者が登録を希望する場合は、県の登録証・登録通知、県への届出申請書の写し（受付番号入り）等を提出してください。**

**(10) 専門工事年間平均完成工事高一覧表**(対象：法人・個人)

長野市内に、本店本社、主たる営業所、委任先のいずれかがある者で、登録を希望する業種のうち、表に掲げる専門工事の施工実績がある場合に提出してください。

専門工事の工事内容毎に、「直近２年間又は３年間の年間平均完成工事高」を千円単位で記入してください。なお、一括発注等により専門工事毎の完成工事高の積算が困難な場合には、概数で構いません。

**(11) 長野市税及び国税の納税証明書**(対象：法人・個人**写し可**)

　　　令和５年11月１日以降に発行されたものであること。

　 ◎：必ず提出　　○：該当する場合に提出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 法人 | 個人 | 説　　　　　　明 | |
| 長野市税 | ○ | ○ | ・長野市税の納税証明書は、長野市財政部収納課又は各支所で発行。 | 課税の有無を「(19)申請【チェック表】」へ明記 |
| 国　税 | ◎ | ◎ | ・税務署発行の納税証明書。（写し可）  ・個人は「その３の２」、法人は「その３の３」。  ・国税庁WEB-TV　電子納税証明（PDF）請求　紹介動画  https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/202210\_v/webtaxtv\_wn.html | |

　　　※　都道府県税及び長野市以外の市区町村税の納税証明書は不要。

**(12) 社会保険加入状況の書類**（対象：法人・個人）

　　ア　加入義務がある者

1. 「(２)経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」の雇用保険・健康保険及び厚生年金保険

の加入の有無欄が「有」又は「除外」と表示されていること。

1. ①以外の者は、下表の書類を提出のこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 提出書類 |
| 雇用保険 | 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書、被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）、雇用保険適用事業所設置届（受付印押印）、労働保険料・一般拠出金納付済証明書のうち、いずれか（写し可） |
| 健康保険・  厚生年金保険 | 直近の保険料の領収済額通知書、被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書、被保険者標準報酬決定通知書、被保険者資格取得届（受付印押印）、社会保険料納入証明書、新規適用確認通知書のうち、いずれか（写し可） |

　 　イ　加入義務がない者

　　　「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの届出書」を必ず提出のこと。

　　　　（様式は契約課ホームページに掲載）

　　※　社会保険の加入義務があるが、未加入の者については、入札参加資格申請を受け付けできません。

**(13) 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済組合加入履行証明書等**（対象：法人・個人　**写し**）

　　「(２)経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」で加入の有無が確認できる場合は提出不要。

**(14) 財務諸表**(対象：法人・個人)

　 ア　「(２) 経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」の写しを添付できる者は提出不要です。ただし、経営事項審査を決算未到来で申請した通知書につきましては、直前の事業年度分についての財務諸表の提出が必要となります。

　　イ　「(２) 経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」を添付できない者は、法人については、決算報告書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等一式）を、個人については、確定申告の収支計算書を提出。

**(15) 経営規模等総括表（建設工事）**(対象：法人・個人)

ア　「(２)経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書」の写しを提出しない者は、必ず提出してください。添付できる者であっても「経営事項審査」を受けていない業種の入札参加を希望する場合は、その業種について作成し提出してください。

　　イ　金額は、「税抜方式」で記入してください。

　　ウ　「１実績高・技術職員数」のうち「実績高」は、「土木一式」、「建築一式」等建設業法に定める業種（本要領11～13ページの「業種区分」参照）ごとに直近３年間（３期分）又は２年間（２期分）の売上げを１年ごとに、また直前２年間又は３年間の年間平均実績高を各欄に千円単位で記入。

　　　　希望する業種以外は、「その他」として一括記入してください。

**また「技術職員数」は、希望業種ごとに、主任技術者（建設業法第26条第１項）として配置できる要件（１級・２級国家資格又は実務経験等）を有する職員数を記入。**

**【留意点】**

**※「直前２年間又は３年間の年間平均完成工事高」欄に数値が入らない業種については、入札参加資格の登録ができません。**

エ　「２経営状況」の各欄は、決算報告書又は収支計算書から転記。

オ　「常勤職員数」欄の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日において常時雇用している従業員のうち、専ら建設工事業務に従事している職員の数を記入し、「③その他の職員」欄には、それ以外の職員数を記入。

法人における常勤役員又は個人における事業主の数は、その勤務実態により①～③のいずれかの欄に含めて記入し、「④計」欄には、①～③の人数の合計を記入してください。「⑤役員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。

なお、本項における「常勤」とは、定期・定額給与の支払対象者及び社会保険料の納付対象者であること等客観的に常時雇用していると判断できる状態のこと。休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間、勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。

**(16) 誓約書**（対象：法人・個人）

　　　長野市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者ではなく、かつ長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準別表３に掲げる措置要件に該当しない旨の書類を提出。 （様式は、市ホームページに掲載）

**(17) 資本関係及び役員兼任に関する調書**　(対象：法人・個人)

　　　長野市の建設工事競争入札（見積）参加資格審査申請する者の中で、会社法第２条第３号及び第４号に規定する子会社及び親会社に該当する場合又は役員（非常勤も含む）が他社の役員を兼任している場合に提出。

**(18) 債権者登録申請書兼口座振替依頼書（新規・変更・廃止）**　(対象：全者)

　　　工事請負代金等を振込む金融機関の口座情報を登録するため、記入要領に基づいて作成の上、提出。

**(19) 競争入札（見積）参加資格審査申請【チェック表】(建設工事)新規申請者用**(対象：全者)

　　ア　申請者住所、商号又は名称（フリガナ）、担当者所属、氏名（フリガナ）及び電話番号を所定の欄に記入してください。

イ　「申請者確認欄」に「ﾚ」チェックをして必要書類の作成及び封入を確認の上、「（20）角２封筒」の表面に全面糊付けをして提出。

ウ　長野市税の課税の有無について、チェック表の「（11）長野市税納税証明書」説明欄の（法人）、（法人の代表者・個人）の別に、該当項目に○印で表記。

**（20）角２封筒**(対象：全者)

縦型の角２封筒(Ａ４サイズが折らずにぴったり入る封筒でマチ付でないもの。)の表面に、「（19）競争入札（見積）参加資格審査申請【チェック表】（建設工事）新規申請者用」を全面糊付けし提出してください。

申請書を郵送する場合、この角２封筒は空のまま二つ折りにして同封してください。

**（21）令和６年度競争入札（見積）参加資格審査申請書（建設工事）受付票**（対象：必要とする者)

　　ア　受付票を必要とする者は、84円切手を貼付した返信用封筒に送付先を明記の上、提出。（返信用封筒がない、切手が貼付されてない場合には、受付票を送付できません。）

　　イ　受付票の「（申請者用）」及び「（長野市用）」双方の申請者欄に所在地及び商号又は名称を記入してください。

ウ　受付票の発送は、申請書類の審査完了後です。（書類に不備等がある場合には、補正処理の終了後。）

**６　申請書の綴じ方**

　　次の表のとおり書類を整理して、提出してください。

　　なお、納税証明書等Ａ４判より小さなサイズの書類は、Ａ４判の台紙に糊付けしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| **綴じ込む書類** | **綴じ込まない書類** |
| **【綴じ込む方法】**  下蘭の順に揃え、左上１か所をホチキス留めしてください。針足長5㎜で留められなければ、Ａ４判縦・左側２箇所に穴を開け、こより、黒ひも等で綴じてください。 | 各書類を番号順にして、提出用封筒（持参の場合は下欄（20）の封筒）に、左欄の書類と一緒に入れてください。 |
| (３)登記事項証明書（写し可）  (４)営業証明書（原本）  (５)身分証明書（原本）  (６)印鑑証明書（原本）  (７)委任状（建設工事）  (９)建設業許可等の証明書(写し)  (11)長野市税及び国税の納税証明書  　　（市税：原本　国税：写し可）  (12)社会保険加入状況の書類  (13)建設業退職金共済組合又は中小企業退職金  共済組合加入履行証明書等（写し）  (14)財務諸表  (16)誓約書 | 1. 申請書(その１・その２) 2. 経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書（写し）   (８)使用印鑑届  (10)専門工事年間平均完成工事高一覧表  (15)経営規模等総括表（建設工事）  (17)資本関係及び役員兼任に関する調書  (18)債権者登録申請書兼口座振替依頼書(新規・変更・廃止)  (19)(20)「競争入札（見積）参加資格審査申請【チェック表】（建設工事）新規申請者用　」を糊付けした角２封筒（郵送する場合は、空のまま二つ折り）  (21)受付票及び返信用封筒（必ず切手貼付）  　※受付票を必要とする者のみ |

**７　提出部数**

　　申請書類の提出部数は、１部です。

**８　注意事項**

（１）申請書類の不足又は記載事項に不備等があった場合には、「令和６年度競争入札(見積)参加資格審査申請書類不備事項連絡表」をファクシミリ送信します。送信された場合には、至急、契約課に電話をして内容を確認し、指示された期間内に必ず補正を行ってください。補正が完了しない場合には、申請書を受理することができなくなり、入札参加資格の認定を受けることができません。

（２）本申請は、長野市上下水道局発注の工事等にも適用します。

**９　資格審査の結果通知**

　　資格審査申請書の内容審査後、入札参加資格があると認められた者については、令和６年６月上旬頃に「入札（見積）参加資格認定通知書」を申請者あてに送付する予定です。なお、入札（見積）参加資格の有効期間は、当該資格の認定の日の翌日（令和６年６月上旬）から令和７年５月31日までです。

**10　変更届等**

　　本件申請後に**次表の各項目に変更が生じたときは、速やかに「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」に変更事項を証する書面を添付し、契約課に提出**してください。

（様式は、長野市公式ホームページ＞組織でさがす＞財政部　契約課＞入札参加資格の新規申請、更新申請、変更手続き＞【工事・測量等】競争入札参加資格の変更手続きについての順に検索の上、入札参加資格の変更に関する申請書からダウンロードしてください。

　（<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/keiyaku/143967.html>）

変更届の提出（必要　⇒　○　：　不要　⇒　×）　＊郵送可

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変　　　　更　　　　項　　　　目 | 変　更　の　時　期 | |
| 認定前 | 認定後 |
| (1)本社・本店又は委任先の住所、電話番号又は郵便番号 | ○ | ○ |
| (2)代表者、支店長又は営業所長 | ○ | ○ |
| (3)商号又は名称 | ○ | ○ |
| (4)代表者印又は使用印 | ○ | ○ |
| (5)廃業又は支店若しくは営業所の廃止 | ○ | ○ |
| (6)建設業許可（更新を含む。） | ○ | ○ |
| (7)登録業種（更新を含む。） | ○ | ○ |
| (8)資本金額 | ○ | ○ |
| (9)経営規模等評価結果通知書　総合評定値通知書 | ○ | × |

**業種区分**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | |  | |
|  | 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工  作物を建設する工事（補修、改造又は解体  する工事を含む。以下同じ。） | | **※送・配水管等布設の単体工事は水道施設工事での発注です** | |
|  | 総合的な企画、指導、調整のもとに建築物  を建設する工事 | |  | |
|  | 木材の加工又は取付けにより工作物を築造  し、又は工作物に木製設備を取付ける工事 | | 大工工事、型枠工事、造作工事 | |
|  | 工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラス  ター、繊維等をこて塗り、吹付け又ははり  付ける工事 | | 左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事 | |
|  | 1. 足場の組立て、機械器具・建設資材等   の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て   1. くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを   行う工事   1. 土砂等の堀削、盛上げ、締固め等を行   う工事   1. コンクリートにより工作物を築造する   工事   1. その他基礎的ないしは準備的工事 | | ①　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、  重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工  事、コンクリートブロック据付け工事  ②　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事  ③　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工  事、盛土工事  ④　コンクリート工事、コンクリート打設工  事、コンクリート圧送工事、プレストレス  トコンクリート工事  ⑤　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボー  リンググラウト工事、土留め工事、仮締切  り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事 | |
|  | 石材（石材に類似のコンクリートブロック  及び擬石を含む。）の加工又は積方により  工作物を築造し、又は工作物に石材を取付  ける工事 | | 石積み（張り）工事、コンクリートブロック  積み（張り）工事 | |
|  | | 瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふ  く工事 | | 屋根ふき工事 |
|  | | 発電設備、変電設備、送配電設備、構内電  気設備等を設置する工事  本申請要領5ページにご留意ください。 | | 発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、  変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設  備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工  事、信号設備工事、ネオン装置工事 |
|  | | 冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のため  の設備を設置し、又は金属製等の管を使用  して水、油、ガス、水蒸気等を送配するた  めの設備を設置する工事 | | 冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調  和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設  備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便  所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、  管内更生工事 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | れんが、コンクリートブロック等により工  作物を築造し、又は工作物にれんが、コン  クリートブロック、タイル等を取付け、又  ははり付ける工事 | コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事 |
|  | 形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てによ  り工作物を築造する工事 | 鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事 |
|  | 棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立  てる工事 | 鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事 |
| 舗装工事 | 道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事 | アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事 |
|  | 河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 | しゅんせつ工事 |
|  | 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事 | 板金加工取付け工事、建築板金工事 |
|  | 工作物にガラスを加工して取付ける工事 | ガラス加工取付け工事 |
|  | 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、  又ははり付ける工事 | 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事 |
|  | アスファルト、モルタル、シーリング材等  によって防水を行う工事 | アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事 |
|  | 木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事 | インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事 |
| 機械器具設置工事 | 機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事 | プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事 |
|  | 工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事 | 冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事 |
|  | 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放  送機械設備、データ通信設備等の電気通信  設備を設置する工事 | 電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事 |
|  | 整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等によ  り庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工  事 | 植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  | さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行  う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設  置等を行う工事 | さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉  掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油  掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事 |
|  | 工作物に木製又は金属製の建具等を取付け  る工事 | 金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、  金属製カーテンウォール取付け工事、シャッ  ター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製  建具取付け工事、ふすま工事 |
|  | 上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事 | 取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事  **※　送・配水管等布設の単体工事の施工には、水道施設工事登録が必要です。** |
|  | 火災警報設備、消火設備、避難設備若しく  は消火活動に必要な設備を設置し、又は工  作物に取付ける工事 | 屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工  事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又  は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置  工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設  備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報  設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降  機、避難橋又は排煙設備の設置工事 |
|  | し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する  工事 | ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事 |
| 解体工事 | 工作物の解体工事  本申請要領5ページにご留意ください。 | 工作物の解体工事 |